

《全体の流れと登壇者》

1. 司会／企画趣旨説明

武田里子（大阪経済法科大学）

2. パネリストによる報告

佐々木てる（青森公立大学）

宣 元錫（中央大学）

サンドラ・ヘフェリン（コラムニスト）

吉田知浩（会社役員）

3. コメント

近藤博徳（弁護士）

4. まとめ

塩原良和（慶應義塾大学）

《報告要旨》

複数国籍容認にむけて：日本社会における国籍の壁

佐々木てる（青森公立大学）

2016年、蓮舫議員が重国籍問題でバッシングを受けてから、日本国内では重国籍があたかも違法であり、取り締まりの対象であるかのような雰囲気が出てきている。正確にはわからないが、パスポートの申請の際には「複数国籍保持」か否かを確認する項目がもうけられ、他国で国籍を取得した人に対して、厳密に日本国籍のはく奪を運用しようという動きもみられる。こうした单一国籍へのこだわりはどこから来るのか。本当にそれは国民が求めていることであるのか。本報告では、こうした具体的な事例を例にあげつつ、なぜこのような取り締まりが強くなっているのかを現代の日本社会の保守化する風潮から読み解いていく。すなわち、この保守化する現象は、国籍問題に限らず、ヘイトスピーチや新人種主義とも根を同じくする問題だといえる。そこには「日本型階級社会」の成立や、国際的な紛争に対する緊張が背景にあるといえる。複数国籍容認にむけた法改正を求めていくためには、現在それを阻む壁となっているものが何かを明確にしていく必要があるだろう。

## なぜ韓国は複数国籍容認に舵を切ったのか

宣元錫（中央大学）

韓国では2010年5月国籍法が改正され、条件付きながら複数国籍が認められるようになった。日本と同様、国籍について血統主義と国籍唯一主義を堅持してきた韓国にとって大きな転換である。国民国家の構成要件とも言われる国民要件の変更はそれだけでも大きな意味があるが、韓国の国籍政策の変更は雇用許可制の導入や統合政策の開始など、2000年代に入って急ピッチに展開されている移民政策と不可分の関係がある。今度の複数国籍の容認はその対象と条件から、結婚移住者や国籍変更者の社会統合の促進、国籍自動喪失の緩和による国籍を巡る人権への配慮などグローバル時代への対応を企図する一方で、人口減少に歯止めをかけ、優秀な人材の海外流出をふせぐと同時に海外から人材を確保しようとする「国益」が色濃く反映されている。韓国の移民政策の展開を多民族多文化化していく社会基盤変化の実情に沿う形で「国益」を守りながら社会統合を目指す動きというならば、国籍政策の転換はその動きが国のある方にまで及んでいると理解できる。

## 国際結婚から生まれた者として国籍問題を考える

サンドラ・ヘフェリン（コラムニスト）

国際結婚の両親から生まれた者として「国籍にまつわる問題」は残念ながら私にとって身近なものです。

一つ目には、所謂「ハーフ」当事者として、私自身が日本とドイツという両国の法律の狭間に立っていること。各国の国籍法は様々であり、「国A」と「国B」の国籍にまつわる説明に矛盾があることが少なくありません。二つ目には、「親」が直面している国籍の問題です。母は数十年前に「ドイツに帰化した元日本人」ですが、帰化の際には日本国籍を喪失しました。ドイツに帰化した当時、母はドイツ人との国際結婚によりドイツに居住しており、また子供もドイツに住んでいたため、ドイツに住み続ける予定でした。しかし帰化から數十年経った今、ドイツ人の父親は死亡しており、成人した子供は全員日本に住んでいるため、母は現在日本への帰化を検討しています。年老いていくこと、介護のことなどを考慮すると、母がこのままドイツで一人暮らしを続けていくことは難しいと考えています。

人生は思いもよらなかつたことの連続です。自身の人生設計において一旦「この国に住む」と「決断」をしても、その後の家族の状況の変化や政治情勢などによって、その国にそのまま住み続けることが困難な場合もあります。高齢化している社会で、そして多様化している

世の中で、「国籍は一つであるべき」という考え方は果たして今の時代に合うものなのでしょうか。国籍にまつわる考え方には、当事者と「世間一般の認識」のあいだに隔たりがあると感じていますが、当事者としては署名運動に参加するなど将来的に重国籍が認められるよう地道に活動していくしかないと考えております。

### 私の子どもが日本人でなくなった？冗談でしょ！—国籍確認訴訟原告の父として

吉田知浩（会社役員）

2013年秋、私たち二人の子どもの日本国籍が失われたのではないか、という疑いが生じました。同様の状況に追い込まれていた日露家族と議論を重ねる中で、ある家族はロシアへの出生届けを隠し通す選択をし、別の家族は国籍喪失届けを出して帰化する決断をし、またある家族はロシア国籍を離脱する選択をしました。それぞれの家族が置かれた状況や環境はさまざまでした。私たち家族はどうすべきか？悩んだ末に私たちは、日本国籍の確認を求めて訴訟を提起することを決意しました。子どもたちには、自分は何者であるかの根幹にかかわる国籍をごまかさずに、正直に生きてほしいと考えたからです。結果は敗訴でした。3年にわたる裁判の経験を踏まえて、自国民保護と国家間の子どもの奪い合いについて考えてきたことを中心に報告したいと思います。